

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【全般・その他】※高校等

番号	質 問	回 答
1	3者以上の入札書(見積書)が提出期限までに間に合わないが、どうすればよいか。	提出期限までに、入札書(見積書)以外の必要書類をご提出いただくようお願いします。その後、3者以上の入札書(見積書)が揃った時点で速やかに追加提出してください。また、補助金額に変更が生じた場合には、修正版の計画調書をご提出いただくようお願いします。
2	交付内定時期はいつ頃になるか。	令和5年10月～11月頃を予定していますが、申請のあった事業の確認及び財務省との協議に時間を要するため、時期が多少変更となる可能性がございます。 ※なお、これまで、交付内定後、交付申請を行っていただき、その後に交付決定を行っていましたが、今回から、事務の効率化・早期化を図るため、交付決定のみ行うことにいたします。
3	事業はいつから着手(契約)して良いか。	交付決定後に着手(契約)いただくようお願いします。 交付決定前に着手された場合は補助対象外となります。
4	交付決定時からの増額変更は認められるか。	交付決定に際しては、予算の執行状況を踏まえて財務省と協議を行っているため、交付決定時からの増額変更は出来ません。 なお、事業内容に変更が生じる場合には、軽微な変更を除き、事業計画変更が必要となりますので、変更の可能性が生じた場合には、速やかにご一報くださるようお願いします。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【全般・その他】※高校等

番号	質 問	回 答
5	年度内に事業が完了しない可能性がある。翌年度への繰越は認められるのか。	補助対象は、交付決定日以降すみやかに着手し、令和5年度(～令和6年3月 31 日)内に完了する事業としております。 なお、交付決定後に生じたやむを得ない事由により、万が一事業完了が交付決定年度の翌年度となる場合、交付決定後以降の事由による繰越の手続きが必要となりますので、御留意ください。 ※必ずしも繰越が承認されるとは限りません。 ※明許繰越及び事故繰越の事由については以下 URL を参照ください。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook.html

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【耐震改修】

番号	質 問	回 答
1	Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合において、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。	耐震補強工事の対象となる建物は、原則として、Is値がおおむね0.7に満たないこと、若しくはq値がおおむね1.0に満たないことを条件としています。 ただし、例えば耐震診断の結果、Is値が0.85であったが、大地震時の層間変位値がエキスパンションジョイントのクリアランスを上回るため、隣接する建物に衝突する可能性があるとして判定委員会で判定された場合などは「補強を必要とする特別な理由」となります。
2	耐震診断のみの事業も補助対象となるのか。	対象となります。
3	今年度耐震改修を行う場合、耐震診断等に係る費用は、何年前まで遡って工事実施時に補助対象経費と出来るのか。	耐震診断及び耐震補強計画策定に要する経費については、前々年度支出分までを補助対象経費に算入することができます。
4	例えば、10年前に耐震診断を実施している場合、この耐震診断結果は有効なのか。	10年前と建物の現況に技術的に大きな変化(構造壁の撤去等)がなければ、当時の耐震診断結果でも有効として取り扱うことができます。
5	耐震補強工事の対象になるのはどのようなものか。	耐震補強工事の対象となるものは、「本体工事」と「関連工事」があります。 「本体工事」は、原則として、建物の耐震性能向上に資するものであり、そのことが構造計算等で明確にされている工事を指します。 「関連工事」は、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等を指します。 本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。 なお、詳細は、別紙「耐震改修事業において補助対象外となる例」の「2. 関連工事として認められない事例」をご参照ください。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【耐震改修】

番号	質 問	回 答
6	<p>本体工事とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>主な事例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁、柱、梁、ブレース、耐震スリット、基礎等の新設、増設又は補強に必要となる工事。 ・鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事(外壁モルタル等仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。) ・庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等建物の軽量化等を図るための工事(上層階の撤去を含む。) ・エキスパンションジョイント等のクリアランス確保を目的とした工事。 <p>などが挙げられます。</p> <p>建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされていないものは、本体工事とはなりません。</p> <p>なお、詳細は、別紙「耐震改修事業において補助対象外となる例」の「1. 本体工事として認められない事例」をご参照ください。</p>
7	<p>関連工事とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>主な事例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事の施工上必要となる内外装、建具及び設備等の改修工事(解体・設置する工事を含む。) ・建築基準法、消防法等の規定により、本体工事に伴い必要となる防火扉(制御装置を含む。)等の設置工事。 ・本体工事に伴い必要となるリース契約の仮設建物工事(本体工事を実施する建物面積を限度とする。) ・本体工事に伴い低下する室内外環境条件(照度、温湿度等)を回復させる改修工事や模様替え(室内の照度等の検証を行ったものに限る。) ・その他、本体工事の施工上撤去せざるを得ない外構、倉庫等の解体及び復旧工事。 <p>などが挙げられます。</p> <p>本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。</p> <p>なお、詳細は、別紙「耐震改修事業において補助対象外となる例」の「2. 関連工事として認められない事例」をご参照ください。</p>

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【耐震改修】

番号	質 問	回 答
8	耐震診断報告書に、耐震補強を行う必要があると記載された建物で行う工事は、全て耐震補強工事の補助対象としてよいのか。	耐震補強工事の補助対象となるのは、建物そのものの耐震性能向上を目的とした工事であって、かつ耐震性能の向上に資することが構造計算等で明確にされている必要があります。そのため、構造計算等で建物の耐震性能が向上することが明確にされていない工事内容については、耐震補強工事の補助対象とはなりません。 なお、当該工事等が本体工事の施工に伴い必要となる工事であることが合理的に説明できるものであれば、関連工事として、耐震補強工事の補助対象となります。
9	補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事は、関連工事と認められるのか。	本体工事の施工上必要となる最小限の範囲についてのみ、関連工事として認められます。
10	耐震補強工事と同時に行う非構造部材の耐震化工事は、関連工事となるのか。	非構造部材の耐震化工事については、非構造部材の耐震対策として申請してください。
11	コンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁(石膏ボード)への改修は、耐震補強工事の補助対象となるか。	当該工事が荷重軽減などで建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等で明確にされている場合は、耐震補強工事の補助対象となります。 ただし、構造計算等により建物の耐震性能の向上に資することを明確にすることなく行なう工事や、コンクリートブロック壁の倒壊の危険性を防止するために行なう工事等については、耐震補強工事の補助対象とはなりません。
12	「耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強工事の補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。	本体工事に伴い照度等の室内外環境条件が悪化するなど、その因果関係が検証されていれば、照度を確保するための塗装等は、耐震補強工事の補助対象(関連工事)となります。 回復させる程度については、学校環境衛生基準などの現行基準を参考としてください。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【耐震改修】

番号	質 問	回 答
13	「本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。」とあるが、この「設備関係の改造」とは、どのような例があるか。	例えば、耐震補強壁の設置に伴い窓や換気設備等の開口部が閉塞されて換気量が減少し、必要換気量が確保できないような場合において、これを回復するための工事は耐震補強工事の補助対象(関連工事)となります。 ただし、耐震補強壁の設置に伴い換気量が減少したことについて、その因果関係が検証されている必要があります。
14	耐震補強工事を行う建物で空調設備の新設を計画しているが、耐震補強工事の補助対象として問題ないか。	従前なかった設備を新たに設置する場合や、再取付が可能な既存の機器を設置しないで新しい空調設備を取り付ける場合は、原則として関連工事とは認められません。 ただし、本体工事による窓や換気設備等の開口部の閉塞、開口面積の減少等を検証した結果、室内の環境条件(温湿度)が著しく悪化することが明らかとなり、室内の環境条件を回復させる手段が空調設備の新設以外にないような場合は、空調設備の新設が耐震補強工事の補助対象(関連工事)として認められる場合もあります。
15	補助対象となる仮設校舎のリース契約について、補助対象となる期間はいつまでか。	原則として、当該校舎の利用ができない期間(工事の実施期間及び引っ越し等に要する期間)が補助対象期間となります。
16	耐震補強工事の補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。	別紙「耐震補強工事の補助対象外となる例」をご参照ください。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【耐震改築】

番号	質 問	回 答
1	計画調書提出期限までに、公的機関の証明書類が間に合わないが、どうすればよいか。	提出期限までに、公的機関の証明書類以外の必要書類をご提出いただくとともに、公的機関の証明書類の提出予定時期をお知らせください。 その後、公的機関の証明書類が発行され時点で速やかに追加提出していただくようお願いいたします。
2	耐震改築事業については、令和6年度末までの時限措置となっている。令和7年度以降も継続されるのか。	令和6年度末までの時限措置となっている耐震改築事業については、令和7年度以降も継続出来るよう要求する予定です。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【非構造部材の耐震対策】

番号	質 問	回 答
1	バスケットゴールの改修工事は補助対象となるか。	「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」に沿った点検の結果、耐震対策が必要であることが明らかになった場合には、補助対象となります。
2	市町村から無償貸与された施設を学校施設として使用しているが、天井を耐震補強したいと考えている。この場合補助対象となるか。	施設の所有権が学校法人にない場合は補助対象外となります。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【防災機能強化】

番号	質 問	回 答
1	火災報知機の取り換えは補助対象になるか。	本事業は、「自然災害に対する」防災機能を強化することを目的としているため、火災報知機の取り換えは補助対象外となります。
2	防火シャッターの改修は防災機能強化の対象となるか。	本事業は、「自然災害に対する」防災機能を強化することを目的としているため、防火シャッターの改修は補助対象外となります。
3	校舎の一部トイレをレジリエンストイレ(給水や電力が途絶えても機能を保てるトイレ)に改修する計画がある。補助対象となるか。	防災機能強化事業において、災害時に利用するマンホールトイレについては、補助対象としています。 ただし、レジリエンストイレに改修したトイレを日常利用する場合は補助対象外となります。
4	自家発電装置について、日常時と非常時どちらも使えるものは補助対象になるのか。	日常時にも使用可能であるものは補助対象外となります。
5	避難経路となっている既存の渡り廊下の安全性を確保するため、老朽化対策の改修工事を行う計画がある。補助対象となるか。	老朽化に起因する事業は補助対象外です。

私立学校施設整備費補助金 申請に係るQ&A【防犯対策】

番号	質 問	回 答
1	既に学校法人で購入を済ませている防犯カメラの取り付け工事費用は補助対象として良いか。	既に購入を済ませているカメラの購入費は補助対象外となりますが、設置工事費を補助対象としていただくことについては差し支えありません。 防犯カメラは数年で故障するものが多いため、取付工事を行ったものの、すぐに故障してしまう事態を防ぐため、カメラの状態を確認いただくことをおすすめします。
2	学校が現在契約を締結している防犯警備会社の電子錠を既存の門扉に設置する工事を計画している。 この場合、3者見積は不要という理解で良いか。	当該防犯警備会社の電子錠と同じ仕様の電子錠で3者以上の入札(見積)を行うようにしてください。

耐震改修事業において補助対象外となる例

1. 本体工事として認められない事例

以下の工事のうち、構造計算等により建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行うもの(耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。)

①	庇や煙突等に対する補強材の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
②	外部階段や渡り廊下の鉄骨部材の補強又は付替え工事
③	屋上に設置されている高架水槽の付替え、高架水槽等の工作物の架台の補強、高置水槽や煙突の撤去工事
④	構造計算等に拠らずに建物の軽量化等に資すると判断して行った工事(例:屋上の防水層の改修、工作物や塔屋、パラペット、バルコニー等の撤去)

2. 関連工事として認められない事例

以下の工事のうち、本体工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されるものや、耐震補強工事と関係なく建築基準法や消防法等の法令(条例を含む。)に適合させるなどのために行うもの(いずれも耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。)

①	コンクリートブロック壁(CB壁)の転倒防止又は撤去工事
②	ガラスブロックの補強又は撤去工事
③	構造体(躯体)ではない庇や煙突等に対する補強材(吊り材・方杖・柱等)の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
④	構造体(躯体)ではない壁の亀裂部に樹脂を注入して、クラックや剥離部分を補修したり、防水性能を確保したりする工事
⑤	構造体(躯体)ではない外壁や天井を撤去して、ALC板等に張り替えるなどの工事
⑥	地震時の揺れによる剥離・落下等を防ぐ目的で、柱や梁に仕上げ材を施したり、室内(教室や体育館)の天井材や床材を張り替えたり、天井一面にネットを張ったり、雑壁を補強したりする工事
⑦	地震時の揺れによる落下を防ぐ目的で行う、照明器具・空調設備・視聴覚設備・バスケットゴール等の器具や設備の付替え、取付金具の更新工事
⑧	防火区画、避難経路の確保などのために行う、防火扉・防火シャッター・非常口・タラップ・滑り台等の新設・改修等の工事(本体工事により避難経路が変更となるために必要となるなどの場合を除く。)
⑨	教室等の居室と廊下との間の間仕切壁を撤去し、耐火構造又は準耐火構造の間仕切壁に付け替える工事
⑩	現行の建築基準法に見合う必要換気量を確保するために、通気口や換気設備を新設する工事(本体工事に伴い換気量が減少することについて検証し、その結果、必要性が認められた場合を除く。)